

東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金交付要綱

21北地産第3264号
平成22年3月31日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、商店街が目指す姿や方向性を商店街全体で共有し、商店街のにぎわいの創出に取り組む商店街等に対し、予算の範囲内で経費を補助することにより、商店街等のにぎわいの再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「商店街」とは、次に掲げる要件に該当するものをいう。

- (1) 区内の一定区域（以下「当該区域」という。）で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (2) 社会通念上消費者により、まとまった買い物場として認識されていること。
- (3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。
- (4) 当該区域で活動を行うための会則又は規約、役員名簿並びに24箇月分の決算書及び関係帳簿を有していること。

2 この要綱において、「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）による商店街振興組合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による事業協同組合
- (4) 北区商店街連合会及び北区商店街振興組合連合会

3 この要綱において、「補助事業」とは、商店街等が行う商店街のにぎわい再生のための事業をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に定める補助事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 前項に規定する補助事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業とする。

3 補助対象経費のうち、別表第2に定める商店街等のにぎわい再生を図るための計画に基づく事業実施に要する経費の補助については、同表の定める商店街等のにぎわい再生を図るための調査に要する経費の補助を受けた年度の翌年度から起算して4年度目までに実施するものとし、最大3回（同一年度に1回に限る。）まで実施することができるものとする。

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助率及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、原則として、区長が定めた期日までに東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助の目的に適合しないと認めるときは、速やかに補助金の不交付を決定するとともに、東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、商店街等に対し、その結果を通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 区長は交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために、別表3に掲げる条件を付すものとする。

（申請の取下げ）

第8条 商店街は第6条に規定する交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

2 商店街等は、前項に規定する場合のほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、補助金の交付決定を受けた商店街等が、次の各号の位置に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業が実施できないと認められるとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（事故報告）

第10条 商店街等は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

（補助事業の内容変更等）

第11条 商店街等は、事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合、又は中止しようとする場合には、あらかじめ東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト

推進事業補助金事業の変更申請書（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。
ただし、軽微な事項についてはこの限りではない。

（実績報告）

第12条 商店街等は、補助事業が完了したときには速やかに、東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金実績報告書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第13条 区長は前項の規定により実績報告を受けた場合は、関係書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき額の補助金を確定し、東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により商店街等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 商店街等は、前条に規定する確定通知書を受け取ったときは、速やかに東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金請求書（別記第7号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の前金払い請求）

第15条 商店街等は、補助事業を円滑に執行するために必要がある場合は、補助金の前金払いを請求することができる。

2 前項に規定する補助金の前金払いを請求しようとする商店街等は、東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金前金払請求書（別記第8号様式）により、区長に請求するものとする。

3 区長は、前項に規定する請求について、その内容を審査し、必要かつ適切であると認めるときは、商店街等に対し、当該請求金額を支払うものとする。

（補助金の支払い）

第16条 区長は、第14条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を商店街等に支払うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記第9号様式）により、区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（補助金の返還）

第18条 区長は第9条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、商店街等に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、第15条の規定により商店街等に交付すべき補助金の額が確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の額の返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 商店街等は補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの事業が完了した日に属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

(検査等)

第20条 商店街等は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第21条 第9条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第18条の規定により補助金の返還を命じたときは、区長は、商店街等が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を商店街等に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、商店街等が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第22条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、商店街等の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第23条 第21条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を

命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日区長決裁23北地産第3039号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日区長決裁27北地産第1009号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和2年2月13日区長決裁31北地産第3063号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年1月13日3北地産第2694号副区長専決）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 補助対象経費

区分
商店街等のにぎわい再生を図るための調査に要する経費
商店街等のにぎわい再生を図るための計画に基づく事業実施に要する経費

*百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

2 補助対象外経費

区分
土地の取得、賃貸、造成及び補償に係る経費
使用実績がないもの
補助事業に直接必要がない経費

別表第2（第3条、第4条関係）

1 補助率及び補助限度額

区分	補助率	補助限度額
商店街等のにぎわい再生を図るための調査に要する経費	10 / 10	1,000千円
商店街等のにぎわい再生を図るための計画に基づく事業実施に要する経費	3 / 4	(1回目) 2,000千円
		(2回目) 700千円
		(3回目) 300千円

別表第3（第7条関係）

1 補助条件

補 助 条 件

- (1) 商店街等は、補助金を補助事業以外の事業に使用してはならない。
- (2) 商店街等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。
- (3) 区長は、次に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 区長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - イ 補助事業が実施できないと認められるとき。
 - ウ 補助金を他の用途に使用したとき
 - エ その他、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 商店街等は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 商店街等は、補助事業の内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。
- (6) 商店街等は、補助事業が完了したときは、速やかに東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業補助金実績報告書を区長に提出しなければならない。
- (7) 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、商店街等に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (8) 区長は、商店街等に交付すべき補助金の額が確定した場合において、その額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (9) 商店街等は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。
- (10) 商店街等は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合はこれに応じなければならない。
- (11) 商店街等は、同事業により取得した資産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業の完了後においても、十分な注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。